

大阪市教育委員会
委員長 立野 純三 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 中川 喜代子

大阪市個人情報保護条例第43条に基づく不服申立てについて（答申）

平成18年8月24日付け大市教委第1708号をもって諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審議会の結論

大阪市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成18年6月9日付け大市教委第969号により行った開示請求拒否決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成18年5月26日、個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条第1項及び第2項に基づき、実施機関に対し、未成年者である本人の法定代理人として当該本人について「〇〇区〇〇小学校1年生に在学しているか。在学している場合は、在学証明書。平成18年4月1日以降現在までの就学状況、出席・欠席の日数等勉学をしているかどうか詳細に知りたい。欠席した月日も知りたい。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 開示請求拒否決定

実施機関は、本件請求に係る個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるため、条例第23条第2項に基づき、理由を次のとおり付して、平成18年6月9日付け大市教委第969号により開示請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行った。

記

「条例第22条に該当
(説明)

本開示請求は条例第17条第2項の規定により法定代理人が本人に代わって開示請求をされたものであり、法定代理人は当該本人を現に保護する状況になく、当該本人の在籍等を確認する目的である旨を確認した。

よって、上記情報については、その存否を明らかにするだけで、本人の市立中央小学校への在籍の有無が明らかになり仮に存在した場合には、当該本人を保護する状況にない法定代理人に、本人の就学状況等が明らかになる結果、本人の現在の生活に不足の事態を及ぼすことが否定できず、条例第19条第1号に規定する当該本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当するため、当該開示請求を拒否する。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年8月4日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づき異議申立てを行った。

第3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件保有個人情報がある仮に存在した場合、当該保有個人情報が記録されている公文書としては、児童の指導要録の様式1（学籍に関する記録）及び出席簿があり、指導要録には学校名、所在地、児童及び保護者の名前、現住所等が、出席簿には児童の出欠状況が記録されている。

本件請求は、条例第17条第2項の規定により法定代理人が本人に代わって開示請求をされたものであり、請求当時、法定代理人は当該本人を現に保護する状況になく、実施機関は当該本人の在籍等を確認する目的である旨を確認した。

なお、異議申立人は異議申立ての理由として、「当該本人を現に保護する状況になく、当該本人の在籍等を確認する目的である旨を確認した。」との記述が事実と反すると主張しているが、開示請求書における異議申立人と当該本人の住所は異なるものであり、さらに現に保護する状況であれば当該本人の在籍する学校について開示請求をするまでもなく一般的にこのような場合においては、通常把握ができていたものと考えられる。

よって、本件保有個人情報については、その存否を明らかにするだけで、本人の市立〇〇小学校への在籍の有無が明らかになり、仮に存在した場合には、当該本人を保護する状況にない異議申立人に、本人の就学状況等が明らかになる結果、本人の現在の生活に不測の事態を及ぼすことが否定できず、条例第19条第1号に規定する当該本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当すると判断し、条例第22条により、本件請求を拒否したものである。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

本人の親権者である法定代理人が、わが子のことを心配し本件請求をしているものであり、「本人の現在の生活に不測の事態を及ぼす…」としてなされた本件決定を取り消し、全部公開を求める。

なお、決定通知書に記載のある「当該本人を現に保護する状況になく、当該本人の在籍等を確認する目的である旨を確認した」との理由は、事実と反するものである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっ

ては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件保有個人情報について

本件請求は、条例第17条第2項に定める未成年者の法定代理人として、本人に代わって行われており、本件保有個人情報は、特定の児童が通学する小学校が保有する文書に記載されている、児童の就学状況がわかる情報の開示を請求していると解される。

3 争点

実施機関は、本件保有個人情報について、条例第19条第1号に規定する情報に該当すると判断し、条例22条を理由に、本件決定を行ったものであるが、異議申立人は、この決定を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件保有個人情報の条例第19条第1号及び第22条の該当性の問題である。

4 条例第19条第1号該当性について

(1) 条例第19条第1号本文は、「開示請求者（第17条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。）の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」は、開示しないことができると規定している。

(2) 開示請求制度は、自己情報を自ら管理する権利を具体的に保障するため、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、本人の権利利益保護の観点から、条例第17条第2項において、代理請求を行うことができる者を未成年者又は成年被後見人の法定代理人に限定している。

本件請求は、同条に基づき、本人の法定代理人である異議申立人が本人に代わって開示請求したものであることから、条例第19条第1号該当性の検討に当たっては、異議申立人に本件保有個人情報を開示することにより当該本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがあるかどうか検討することになる。また、本件の場合、当該本人は、小学校低学年の保護者の監護等が必要な児童であり、精神の発達途上にあるといった状況から見て、特段の配慮が求められ、慎重な検討を要する事案であると言える。このことを踏まえ、以下検討する。

(3) 本件保有個人情報は、市立小学校が保有する通学児童に関する情報であり、児童の出席状況はもちろん、実施機関が開示・非開示等の決定を行うことにより、通学する小学校が特定され、あるいは、当該小学校に通学していないことが明らかとなるなど、当該本人の生活状況がわかる情報であると認められる。

一方、請求書の記載内容から、異議申立人は本人の通学している小学校がどこか確証を持たず、特定した小学校に本人が通学していない場合もありうることを想定して請求を行っていることは、明らかである。

よって、本件保有個人情報は、異議申立人が本件保有個人情報を入手することにより、本人の所在等新たな情報を把握するに至る情報であり、異議申立人が本人の在籍を了知していない状況を考慮すれば、異議申立人に対して本件保有個人情報を開示することにより、未成年者である当該本人の現在の生育環境等その生活に少なからず影響を与える状況等が推認され、本人の生活を害するおそれが認められる。

なお、実施機関は、異議申立人が当該本人を現に保護する状況になく、当該本人の在籍等を確認する目的である旨を確認したと認定し、異議申立人はそれは事実

反すると主張するが、実施機関の同認定を覆す新たな事情も見い出せなかったことから、異議申立人の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

- (4) 以上により、当該本人の年齢等にかんがみ特段の配慮が必要であることを踏まえれば、本件保有個人情報を異議申立人に開示することにより、当該本人の生活を害するおそれがあると認められ、本件保有個人情報は第19条第1号に該当すると認められる。

5 条例第22条該当性について

- (1) 条例第22条は、開示請求にかかる保有個人情報の存否を明らかにするだけで非開示とすべき個人情報を開示することとなり、条例第19条各号の規定により保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に当該保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができることと規定している。この「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで」とは、開示請求に係る保有個人情報を特定した上で非開示決定等を通知することにより、あるいは当該保有個人情報が不存在であることを理由に非開示決定を行い通知することにより、非開示とされるべき個人情報が開示された結果となる場合であると解される。

なお、本条は、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否するという例外的な規定であるので、安易な適用は開示請求権を侵害することになりかねない。したがって、本条は、保有個人情報の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等第19条各号の規定の趣旨に照らして具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常の開示決定等により対応できる場合にまで拡大解釈されることのないよう、慎重な運用に努めなければならないと解される。

- (2) 本件の場合、上記4のとおり、本件請求に対し、実施機関が開示決定又は不存在を理由とする非開示決定を行うことになれば、本人の通学に関する情報が明らかとなり、これらの情報を法定代理人が入手することにより、本人の生活を害するおそれが否定できないことから、条例第19条第1号により非開示とすべき情報が明らかになることが認められる。
- (3) よって、請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示とされるべき本人の情報が開示されることとなり、条例第19条第1号により保護される利益が害されることが認められるので、本件請求は、条例第22条に該当する。

6 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。